



# 熊本県公報

第 1 2 1 6 3 号  
平成 24 年 11 月 9 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 軽油引取税の特約業者の指定…………… (税務課) 2
- 登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 登録特定行為事業者の登録…………… ( // ) 3
- 登録特定行為事業者の登録…………… ( // ) 3
- 登録特定行為事業者の登録…………… ( // ) 3
- 登録特定行為事業者の登録…………… ( // ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 形質変更時要届出区域の指定の解除…………… (環境保全課) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 13
- 道路の区域変更…………… ( // ) 14

**公 告**

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 14
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 14
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 15

**登 載 依 頼**

- 平成 2 4 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会) 15
- “州都”をテーマとした第 3 回くまもと未来会議の開催…………… (くまもと未来会議) 15

## 告 示

**熊本県告示第 1 1 8 0 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 4 年 1 1 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスブロッサム 八代市郡築四番町 4 7 番 2 号	株式会社ヒューマンケア ブロッサムズ	平成 2 4 年 1 1 月 1 日

**熊本県告示第 1 1 8 1 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 4 年 1 1 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスブロッサム 八代市郡築四番町 4 7 番 2 号	株式会社ヒューマンケア ブロッサムズ	平成 2 4 年 1 1 月 1 日

**熊本県告示第1182号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所フォーシーズン 宇城市松橋町久具2059-1	株式会社ラディカ	平成24年11月1日

**熊本県告示第1183号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホームヘルプひかり 八代市古閑下町1819番地	株式会社光里環境	平成24年11月1日

**熊本県告示第1184号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
中央ケアセンター 球磨郡あさぎり町免田東1719番地の3	有限会社中央タクシー	平成24年11月1日

**熊本県告示第1185号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり行った。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社馬場石油	熊本市南区奥古閑町307番地	平成24年11月1日
有限会社山鹿モービル	山鹿市鹿本町御宇田717番地	平成24年11月1日

**熊本県告示第1186号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
医療法人室原会菊南病院	熊本市北区鶴羽田町三丁目1番53号	訪問介護	431100156	平成24年5月1日
認知症対応型共同生活介護 鈴の音	熊本市中央区国府一丁目3番15号	認知症対応型共同生活介護	431100157	平成24年5月1日

特別養護老人ホーム 祥麟館	熊本市南区城南町沈目1513番地	介護老人福祉施設	431100159	平成24年5月1日
祥麟館ショートステイ	熊本市南区城南町沈目1513番地	短期入所生活介護	431100160	平成24年5月1日
特別養護老人ホーム ひかわの里	八代市東陽町南752番地の1	介護老人福祉施設	431100161	平成24年5月1日
ひかわの里ショートステイサービス	八代市東陽町南752番地の1	短期入所生活介護	431100162	平成24年5月1日

**熊本県告示第1187号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
南関町特別養護老人ホーム 延寿荘	玉名郡南関町大字上長田616番地1	介護老人福祉施設	431100164	平成24年6月1日
特別養護老人ホーム あそん里	阿蘇市一の宮町坂梨2365番地	介護老人福祉施設	431100165	平成24年6月1日
あそん里短期入所生活介護事業所	阿蘇市一の宮町坂梨2365番地	短期入所生活介護	431100166	平成24年6月1日
特別養護老人ホーム 白梅の杜	水俣市古賀町二丁目5番32号	介護老人福祉施設	431100167	平成24年6月1日
特別養護老人ホーム みゆき園	熊本市南区御幸笛田六丁目6-71	介護老人福祉施設	431100168	平成24年6月1日

**熊本県告示第1188号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
あゆむ訪問介護ステーション	熊本市西区上熊本三丁目5番36号	訪問介護	431100170	平成24年7月1日
特別養護老人ホーム こぼり苑	熊本市南区護藤町1586	介護老人福祉施設	431100171	平成24年7月1日

**熊本県告示第1189号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
特別養護老人ホーム やすらぎ荘	八代郡氷川町鹿島945番地	介護老人福祉施設	431100172	平成24年8月1日
特別養護老人ホーム 花へんろ	上益城郡益城町惣領1670番地	介護老人福祉施設	431100173	平成24年8月1日

ショートステイセンター 花へんろ	上益城郡益城町惣領1 670番地	短期入所生活 介護	431100174	平成24年8 月1日
------------------	---------------------	--------------	-----------	---------------

**熊本県告示第1190号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
特別養護老人ホーム 桜の里	球磨郡水上村大字岩野 字石原2658番1	地域密着型介 護老人福祉施 設	431100175	平成24年1 0月1日
ショートステイ 桜の里	球磨郡水上村大字岩野 字石原2658番1	短期入所生活 介護	431100176	平成24年1 0月1日

**熊本県告示第1191号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ウェルネス御船上益城郡御船町大字滝尾6523-112	特定非営利活動法人 SKウェルネス 上益城郡御船町大字滝尾6523-112 渡邊 俊一	平成24年 11月15 日	4311440285	居宅介護、 重度訪問介 護

**熊本県告示第1192号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定の解除を次のとおり行うので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域  
熊本県上益城郡御船町大字豊秋字東原1750番1の一部及び1750番2の一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(別図)



熊本県告示第1193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 八代市

- (1)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松崎（B）－1（461－1－003－1）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町荒瀬
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松崎（B）－2（461－1－003－2）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町荒瀬
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
坊の木場（B）（461－1－010）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
油谷－1（461－1－011－1）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
油谷－2（461－1－011－2）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6)
  - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
油谷－3（461－1－011－3）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坊の木場 (A) - 1 (461-1-012-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坊の木場 (A) - 2 (461-1-012-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坊の木場 (A) - 3 (461-1-012-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坊の木場 (A) - 4 (461-1-012-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坊の木場 (A) - 5 (461-1-012-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (12) 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）  
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松崎-1（461-1-014-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (13) 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）  
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松崎-2（461-1-014-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (14) 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）  
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松崎-3（461-1-014-3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (15) 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）  
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松崎-4（461-1-014-4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (16) 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）  
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片岩（C）-1（461-1-016-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町中谷い  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊



- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片岩（C）-2（461-1-016-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本、中谷い  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片岩（C）-3（461-1-016-3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片岩（C）-4（461-1-016-4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本、中谷い  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片岩（C）-5（461-1-016-5）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本、中谷い  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
片岩（C）-6（461-1-016-6）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本、中谷い  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (22) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 片岩(C)-7(461-1-016-7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (23) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 片岩(C)-8(461-1-016-8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (24) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 片岩(C)-9(461-1-016-9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (25) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 片岩(C)-10(461-1-016-10)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (26) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号) 坂本-1(461-1-021-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (27) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

- イ 坂本-2 (461-1-021-2)  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坂本-3 (461-1-021-3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坂本-4 (461-1-021-4)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
坂本A (461-2-011)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (31) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
下片岩川 (461-1-023)
  - イ 土砂災害警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本、中谷い
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (32) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
坊ノ木場川第一 (461-1-045)
  - イ 土砂災害警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 迫川 (4 6 1 - 1 - 0 4 6)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 八代市坂本町坂本  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 坂本川第一 (4 6 1 - 1 - 0 4 7)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 八代市坂本町坂本  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 松崎川第一 (4 6 1 - 1 - 0 4 8)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市坂本町坂本  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 松崎川第二 (4 6 1 - 1 - 0 4 9)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市坂本町坂本  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 松崎川第三 (4 6 1 - 1 - 0 5 0)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市坂本町坂本  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 坂本橋谷第一 (4 6 1 - 1 - 0 9 9)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 八代市坂本町荒瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
上片岩川第二（461-2-023）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上片岩川（461-2-024）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
坊ノ木場川第二（461-2-038）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
坂本川第二（461-2-039）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町坂本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
坂本橋川第二（461-2-079）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市坂本町荒瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地  
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字河内 1480番1地先から 阿蘇郡高森町大字野尻字深迫 1407番2地先まで	250.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成24年11月9日

熊本県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年11月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
主要地方道 道	牛深天草 線	天草市二浦町亀浦字浜ノ丸 4208番1地先から 同所 4262番3地先まで	前	5.4 ～ 22.4	673.3	一括道 路（道 路改築 ）
			後	9.3 ～ 22.4		

2 区域を変更する期日 平成24年11月9日

公 告

熊本県公告第591号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字福原字天神免520番6及び同520番7  
497.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区八分字町61番地101号  
田崎 達也  
田崎 雅代

熊本県公告第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字久保田1416番1  
431.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字久保田2925番地5  
吉川 聡司

**熊本県公告第593号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営菊池東部2期地区（麦迫工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年11月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営菊池東部2期地区（麦迫工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年11月12日から平成24年12月10日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

**登載依頼****鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成24年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年11月9日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成24年11月14日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
山鹿市山鹿465-2  
熊本県山鹿保健所 会議室
- 3 議題  
(1) 救急告示医療機関の更新審査について  
(2) 管内における健康危機管理体制について  
(3) 第6次鹿本地域保健医療計画（救急医療、健康危機管理等）について  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
山鹿市山鹿465-2  
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県山鹿保健所総務企画課内)  
(電話0968-44-4121)

**くまもと未来会議第12号**

「州都」をテーマとした第3回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。

平成24年11月9日

くまもと未来会議議長  
熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 日時  
平成24年11月26日（月）  
午後3時から午後5時まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館 地下大会議室
- 3 傍聴募集人数  
200人程度
- 4 傍聴手続  
(1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。

- (2) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
  - (3) 当日の受付は、午後2時30分から午後3時まで当該会議の会場において行う。
- 5 傍聴の事前申込み方法  
事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名、電話番号を知らせること。  
なお、事前申込みは11月22日(木)午後5時までとする。
- (1) 電話 096-333-2019
  - (2) ファックス 096-382-4066
  - (3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 事前申込み先及び問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部企画課  
電話 096-333-2019